

リヒテンシュタイン公国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われ得るもの)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等			1 嘱託書 (管轄裁判所あてードイツ語の訳文添付) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) 2通 写し 1部
IV 費用			原則として必要
V 期間※			3箇月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路由で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。